

平成24年(行ウ)第6号

原告 宮部 慎太郎
被告 鳥取市

原告第1準備書面

平成24年12月7日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原告 宮部 慎太郎

第1 被告第1準備書面に対する反論

1 第3 被告の主張について

被告が行った固定資産税及び都市計画税の減免措置について、地方税法及び鳥取市税条例を直接の根拠とするという点については争いはない。また、鳥取市税条例そのものが適法であることについても争いはない。

しかし、下味野の同和地区住民に対して、いわゆる同和減免を行った個別の処分は違法である。

2 解放令との関連について

被告は「第2 請求の原因に対する認否」で、「原告が違法の根拠とする解放令との関連はない」とするが、実際に下味野の同和地区に対する同和減免は解放令との関連がある。

(1) 下味野の旧赤池集落が穢多村であったこと

甲1号証にある通り、下味野村の枝村である赤池が穢多村であったことは、歴史書にも記されている史実である。

また、甲5号証にもある通り、高草郡下味野村穢多宗門改帳が残っており、これからも下味野に穢多村があったことは間違いない。

そして、その赤池がどこにあったのかは、鳥取県立図書館が所蔵する地図(甲6号証)から確認することができる。

(2) 穢多村であったから同和対策事業が行われたこと

甲7号証から伺うことができる通り、鳥取市において小集落改良事業は同和対策事業であったことは被告も事実上認めていることである。

その小集落改良事業が下味野において昭和51年から55年まで行われたことが、被告が出版し、鳥取県立図書館に所蔵されている鳥取市誌（甲8号証）から確認することができる。

甲9の1から10号証は下味野の変遷を追った航空写真であるが、昭和51年から下味野において大規模な区画整理が行われており、昭和55年には完了していることが確認できる。また、甲6号証の地図と比較すると、事業が行われた地域が旧赤池集落と一致することが分かる。

失効済みの同和対策事業特別措置法（昭和四十四年七月十日法律第六十号）において、いわゆる同和地区と呼ばれた対象地域は「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」と定義されているが、下味野において歴史的理由は穢多村であったということであり、具体的な地域としては旧赤池集落が対象となった。

これらの歴史的背景は地元有志により郷土史「ムラのあゆみ」（甲10号証）としてもまとめられている。

(3) 同和減免が解放令に反する理由

解放令（甲4号証）は鳥取県にも布達されており、甲5号証にある通り県内にも同内容の控えが残されている。

一方、同和減免は甲11号証から分かる通り、同和地区内の住民が所有する固定資産が対象となり、下味野においては穢多村であったことを理由として同和地区が指定されたことから、事実上、穢多村であった旧赤池集落の固定資産が対象となる。

なお、甲11号証からははっきりとは読み取れないが、実際は甲12号証の市議会会議録で総務調整監が答弁している通り、「属地・属人主義」と呼ばれる運用がされている。これは属地と属人の両方の両方の条件を満

たした場合に減免が適用されるということで、属地とは対象者と対象物件が同和地区内にあり、属人とは対象者が同和関係者であるということである。同和関係者とは、特に下味野に関して言えば、旧穢多身分の系譜関係にあるものと推定される人のことである。そのため、甲12号証で総務調整監が述べる通り「混住地区においては属人でない方というところは出てきますけれども、それは減免の対象とはなりません」ということが生ずる。

このように、下味野における同和減免は事実上の旧穢多地、旧穢多身分に対する租税の減免を蒸し返したことと同様のものであって、解放令が定める「身分職業共都テ同一二相成候様可取扱」にも、「地租其外除蠲ノ仕來モ有之候ハ、引直シ」にも反する処分である。

第2 まとめ

以上のとおり、下味野地区で行われた同和減免は違法であるから、少なくとも原告が住民監査請求を行った平成24年7月20日の1年前以降に当該地域で同和対策を理由として固定資産税・都市計画税の一部の徴収を怠った事実は、違法と確認されるべきである。

平成24年(行ウ)第6号

原告 宮部 慎太郎

被告 鳥取市

証拠説明書

平成24年12月7日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原告 宮部 慎太郎

号	証標	目	原本/写し	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲5	史料	鳥取藩における被差別部落の歴史	写し	S54.6	宇田川宏	下味野に穢多村があったこと
甲6	二万五千分一地形図	因幡郡家	写し	S22.10	地理調査所	赤池の場所
甲7	開示請求拒否処分決定通知書		写し	H24.8.17	被告	下味野の小集落改良事業に関する文書について、被告が同和対策事業だからという理由で存否の応答を拒否したこと
甲8	鳥取市誌		写し	S58.3.31	鳥取市	下味野地区で同和対策事業として小集落改良事業がおこなわれたことが市誌に記載されていること
甲9の1	航空写真		写し	S22.11.03	国土地理院	旧赤池集落で小集落改良事業が行われたこと
甲9の2	航空写真		写し	S23.4.12	国土地理院	旧赤池集落で小集落改良事業が行われたこと
甲9の3	航空写真		写し	S39.5.8	国土地理院	旧赤池集落で小集落改良事業が行われたこと
甲9の4	航空写真		写し	S45.5.15	国土地理院	旧赤池集落で小集落改良事業が行われたこと
甲9の5	航空写真		写し	S50.5.7	国土地理院	旧赤池集落で小集落改良事業が行われたこと

号 証	標 目	原本/写し	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲 9 の 6	航空写真	写し	S54.8.10	国土地理院	旧赤池集落で小集落改良事業が行われたこと
甲 9 の 7	航空写真	写し	S56.7.17	国土地理院	旧赤池集落で小集落改良事業が行われたこと
甲 9 の 8	航空写真	写し	S59.5.23	国土地理院	旧赤池集落で小集落改良事業が行われたこと
甲 9 の 9	航空写真	写し	H1.5.27	国土地理院	旧赤池集落で小集落改良事業が行われたこと
甲 9 の 1 0	航空写真	写し	H21.8.18	国土地理院	旧赤池集落で小集落改良事業が行われたこと
甲 1 0	ムラのあゆみ 1	写し	H13.7.15	下味野部落史研究会	下味野の旧赤池集落が穢多村であり、改善事業が行われてきたこと
甲 1 1	開示文書	写し	不明(H19～21)	鳥取市長	同和減免の要綱等の内容
甲 1 2	鳥取市議会会議録	写し	H20.3.11	鳥取市議会	同和減免が属地・属人主義で行われていたこと